

甲州市男女共同参画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 甲州市男女共同参画プラン「甲州フルーティー夢プラン」(以下「プラン」という)をもとに、男女共同参画社会に関する施策を、総合的かつ効果的に推進するため、甲州市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) プランの推進に関すること。
- (2) プランに基づく施策の企画に関すること。
- (3) その他市政全般の男女共同参画に係る施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、25名以内の委員で構成する。

- 2 委員は、地域性を考慮し、地域推薦者、学識経験者及び公募による市民の中から、市長が委嘱する。
- 3 公募による委員数については10名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長2名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会の会務を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求めて、意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第7条 委員会に部会を設け、専門的事項を調査・検討する。

- 2 部会に部会長、副部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局は、市民課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。